

保育の必要性の認定について

1 趣旨

平成27年4月より、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の本格開始が予定されていることに伴い、新制度における保育の必要性の認定について市の方針を定めるものです。

2 概要

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、それを証する認定証を保護者に対して交付することとしております。

保育を必要とする子どもの保護者は、認定証の交付を受けた後、市町村へ保育所等の利用希望の申込みをします。当分の間、保育を必要とする子どもの、施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行います。

3 新制度における認定について

(1) 認定区分

子ども・子育て支援法第19条第1項各号の小学校就学前子どもの区分認定については、次の3つに分かれます。

認定区分	認定理由
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

(2) 保育を必要とする事由

新制度では、保育を必要とする事由について、現行の保育に欠ける要件との関係性も含め、次のように定められています。

現行の「保育に欠ける」要件
<p>児童福祉法施行令第27条 次のいずれかの事由に該当し、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p>
① 昼間労働することを常態としていること。
② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
④ 同居の親族を常時介護していること。
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥ 前各号に類する状態にあること。



新制度における「保育を必要とする」事由
<p>子ども・子育て支援法第19条第1項第2号 保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。</p>
① <u>1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</u>
② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
④ 同居の親族を常時介護又は看護していること。
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥ <u>求職活動を継続的に行っていること。</u>
⑦ <u>職業訓練校等における職業訓練を含む学校等に就学していること。</u>
⑧ <u>児童虐待やDVのおそれがあること。</u>
⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</u>
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合。

(3) 保育必要量

2号認定及び3号認定は、保育必要量に応じてさらに2つの区分に分かれます。

保育必要量	保育の利用（1か月当たり）
保育標準時間（長時間）	平均275時間まで （1日当たり11時間までに限る）
保育短時間	平均200時間まで （1日当たり8時間までに限る）

※ 保育必要量の考え方

1日11時間×300日／12ヶ月＝275時間（標準時間）

1日 8時間×300日／12ヶ月＝200時間（短時間）

4 市の方針について

(1) 認定区分

市では、以下のような認定区分を設定する方針です。

認定区分	認定理由	保育必要量
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	—
2号認定	満3歳以上で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 (平均275時間まで)
		保育短時間 (平均200時間まで)
3号認定	満3歳未満で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 (平均275時間まで)
		保育短時間 (平均200時間まで)

(2) 保育を必要とする事由

市では、保育を必要とする事由について、次のように定める方針です。

現行の「保育に欠ける」要件	新制度における「保育を必要とする」事由
<p>府中市保育所における保育に関する条例第2条 児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>① 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること</p> <p>② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること</p> <p>④ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p> <p>⑤ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>⑥ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居親族を常時介護していること</p> <p>⑦ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑧ 市長が認める前各号に類する状態にあること</p>	<p>府中市(案) 小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当することとする</p> <p>① <u>1か月において、48時間以上労働することを常態とすること</u></p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>④ 同居の親族を常時介護又は看護していること</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑥ <u>求職活動を継続的に行っていること</u></p> <p>⑦ <u>職業訓練校等における職業訓練を含む学校等に就学していること</u></p> <p>⑧ <u>児童虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p>⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合</p>

(3) 利用調整

保育を必要とする子どもの利用調整については、基準表や調整点を含め、優先度や調整指数など、詳細な設定について今後検討を進めます。